
○議長（木下一己君） ただ今から、平成 29 年第 3 回下川町議会臨時会を開会いたします。

ただ今の出席議員数は、8 名です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、御手元に配付のとおりです。

○議長（木下一己君） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 124 条の規定により、6 番 蓑谷春之 議員及び 7 番 春日隆司 議員を指名いたします。

○議長（木下一己君） 日程第 2 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日限りにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日 1 日限りとすることに決定いたしました。

○議長（木下一己君） 日程第 3 諸般の報告を行います。

報告事項は、御手元に配付しておりますので、朗読を省略し、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（木下一己君） 日程第 4 議案第 1 号「平成 29 年度下川町一般会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案の提案理由を申し述べる前に、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

7 月の声を聞き、盛夏の到来を感じる季節になってまいりました。このような折、第 3 回下川町議会臨時会を開会させていただきましたところ、議員各位には大変御多用の中、御出席を賜りまして誠にありがとうございました。

今臨時会で提案させていただきます議案は、一般会計補正予算でございまして、先般の第 2 回臨時会において修正削除となりました議案について、改めて提案させていただくものでございます。議員各位の御協賛を賜りますようお願い申し上げ、開会の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、提案理由を申し上げます。

議案第 1 号 平成 29 年度下川町一般会計補正予算（第 2 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成 29 年度一般会計の 2 回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ 3,465 万円を追加し、総額を 54 億 2,762 万円とするものであります。

さきの第 2 回定例町議会におきまして、補正予算第 1 号で審議をお願いしておりました、森林バイオマス熱電併給事業につきましては、審査に時間を要するとの結論により、関係予算を除いた補正予算について、さきの第 2 回臨時会において修正可決をいただいたところでございます。

その後、森林バイオマス地域熱電併給事業調査特別委員会において御指摘を受けた事項等について、考え方を整理し、御説明させていただいたところであり、本日の臨時会には、これまでの審議経過を踏まえ、必要予算を追加し、関係予算を御提案させていただいたところでございます。

さきに御案内してありますとおり、森林バイオマス熱電併給事業は、工事期間及び系統連携の接続申込期日、申請に要する日数などを勘案し、事業予定者からは 7 月 5 日が最終判断期日であると伺っており、今回の臨時会で御審議をいただけないと事業実施の有無に関わるものでありますので、事業の推進につきまして、議員各位の御理解を賜りますようお願い申し上げます。

補正予算の概要を申し上げますと、農林業費で、地域熱供給の活用について、地域熱供給検討委員会を組織し検討を進めるための報償費及び費用弁償のほか、森林バイオマス熱電併給事業予定地の購入費、用地整備工事費をそれぞれ計上しておりますが、購入予定地は、西町 958 番地 1 ほか 3 筆で、面積が 19,285.1 m²となっております。

また、整備工事の内容は、建物除却、立木伐採・抜根処理、敷地造成を行うもので、本用地を下川町が購入、整備した上で、森林バイオマス熱電併給事業予定者に貸付けするものでございます。

なお、これらの財源といたしまして、繰入金を計上してございます。

森林バイオマス熱電併給事業は、これまで町が取り組んできた環境未来都市構想や、現在取組を進めている総合戦略などとも深く関わり、これらの取組の柱として事業を展開していくことが町政の発展に繋がるものと考えてございますので、御理解賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありました、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番 近藤議員。

○1 番（近藤八郎君） ただ今、町長が提案理由を説明されました中にですね、1 点、御質問させていただきたいんですが、事業予定者から 7 月 5 日が最終判断期日で、今回の臨

時会で御審議をいただけないと…とありますが、このへんの意味についてもう少し詳しくお聞かせ願いたいと思います。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 7月5日は、事業予定者の社内的な稟議を進め、そして方針として期限を決められたということございまして、その連絡をいただいているところでございます。いずれにいたしましても、その7月5日までに下川町としての判断を示していかなければ、いわゆるこの事業については白紙に戻されるということでございますので、私どもとしては本日提案をさせていただいたところでございます。以上です。

○議長（木下一己君） 1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） 今の説明でこの意味が分かりましたけれども、であればですね、事業予定者の方から最終判断期日を示されたということに対して、町はこの提案理由の中に、事業者から期日が示されたという表現でなくて、それを受けた町がどういう判断をして提案するのかというところが大事でないかと思うんですけれども、そのへんについては求めれば意見になりますのでやめておきますけれども、いずれにいたしましても今回の議案については、事業者が主体的であって、町の方はその事業者の予定に配慮した提案だというふうに感じ取ってよろしいということでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 町としてもこの事業については、町の役割ということがございまして、そういう意味では事業者の方々との協力関係をつくっていかなければ、この事業は町としても進めることができないわけでございます。そういう判断から今回の提案とさせていただいたところでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（木下一己君） ほかに質疑ありませんか。
7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 本案につきましては、さきの定例会の継続審査で修正ということなのですが、その中の意見で、計画の中にいろいろ不備があると、不備を補う説明・資料が不足しているということの報告があったかと思うんですけれども、今回の審議に当たり、これらは十分足りているという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 私どもといたしましては、不備のところをもう一度精査いたしまして、整理して、過日の特別委員会でも説明をさせていただいたところであり、私どもと

いたしましては精一杯回答させていただいたところでございますので、御理解いただければと思っています。

○議長（木下一己君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっております議案第1号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（木下一己君） 以上をもちまして、日程は終了いたしました。

お諮りします。

委員会における議案審査のため、本日、午後3時まで休会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 異議なしと認め、本日、午後3時まで休会することと決定いたしました。

以上をもって、散会いたします。御苦労さまでした。

午前10時41分 散会